

●香川県公安委員会公告第 41 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 1 日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

1 講習に係る警備業務の区分及び講習の種別

法第 2 条第 1 項第 2 号に係る警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）の新規取得講習（法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）及び追加取得講習（受講する警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者に対する講習をいう。以下同じ。）

2 講習の受講定員及び実施期日

警備業務の区分	講習の種別	受講定員	実 施 期 日
雑踏・交通誘導 警備業務	新規取得講習	30 人	令和 7 年 6 月 17 日(火)から同年 6 月 24 日(火)までの午前 9 時 00 分から午後 4 時 50 分までの間
	追加取得講習	10 人	令和 7 年 6 月 20 日(金)から同年 6 月 24 日(火)までの午前 9 時 00 分から午後 4 時 50 分までの間

※ 日曜日、土曜日を除く。また、追加取得講習の開始日にあつては、午前 10 時 00 分からとする。

3 実施場所

高松市郷東町 587 番地 1 地域職業訓練センター

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、受講する警備業務の区分以外の法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

5 受講申込みの手続等

(1) 受講申込みの予約

ア 予約の方法

受講申込みを希望する者は、事前に香川県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（080-6283-5203）に電話をし、受講申込みの予約をする。

イ 予約の受付期間

予約の受付期間は、令和7年4月21日（月）から同年4月25日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

ウ 留意事項

- (ア) 予約専用電話以外の方法による予約は受け付けない。
- (イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。
- (ウ) 予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込み申請期間

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	令和7年5月26日（月）から同年5月30日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間 （但し、正午から午後1時までの間を除く。）
	追加取得講習	

(3) 受付場所

高松市番町四丁目1番10号

香川県警察本部生活安全部生活安全企画課

(4) 受講申込みの方法等

受講申込みは、事前予約をした際に警察が付与する予約番号を取得した受講申込者が申込みに必要な書類を直接提出すること。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講申込者本人の委任状を持参すること。

(5) 受講申込みに必要な書類

ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 受講申込書には写真（提出の日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）でその裏面に氏名を記載したもの）を貼付すること。

(イ) 添付書類

- a 4 (1) アに該当する者は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- b 4 (1) イに該当する者は、1級の合格証明書の写し
- c 4 (1) ウに該当する者は、2級の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- d 4 (1) エに該当する者は、旧1級検定に係る検定合格証の写し
- e 4 (1) オに該当する者は、旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 受講申込書には写真（提出の日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）でその裏面に氏名を記載したもの）を貼付すること。

(イ) 添付書類

- a 受講する警備業務の区分以外の資格者証等の写し
- b 4 (1) アからオのいずれかに該当する者であることを疎明するア(イ)a から e までのいずれかの書面

6 講習受講手数料及び納入方法

- (1) 雑踏・交通誘導警備業務の新規取得講習 38,000 円
- (2) 雑踏・交通誘導警備業務の追加取得講習 14,000 円

7 手数料の納入方法

受講申込み時に香川県証紙により納入すること。

8 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習修了後に修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80%以上の成績を合格とする。）した者に対し、講習修了証明書を交付する。

9 その他

- (1) 講習は一般社団法人香川県警備業協会（所在地 高松市天神前10-5高松セントラルスカイビルディング8階）に委託して行う。
- (2) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない場合がある。
- (3) 講習に対する問い合わせは、香川県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 087-833-0110）又は一般社団法人香川県警備業協会（電話 087-862-9031）に対して行うこと。